

お知らせ

区役所(地域力推進室、区民部、福祉部、保健部)
〒600-8588 下京区西洞院通塩小路 上 ☎371-7101

工業統計調査を実施します
この調査は、製造業を営む事業所を対象として、平成25年12月31日現在のわが国の工業の実態を明らかにするために行うもので、その結果は国や地方自治体の産業振興計画などの基礎資料とするほか、一般の企業や研究機関でも広く利用されます。
12月中旬から来年1月にかけて調査員が伺いますので、調査票へのご記入をお願いします。
☎ 地域力推進室統計担当(☎371-7164)
市総合企画局情報化推進室情報統計担当(☎222-3216)

税

固定資産税・都市計画税第3期分の納期限は、1月6日です
納期限を過ぎると、延滞金がかかります。ただし、算出された延滞金額が1,000円未満の場合はかかりません。市税の納付には、便利な口座振替をご利用ください。
☎ 課税内容
土地家屋…固定資産税課(☎371-7197)
償却資産…市資産税課(☎213-5214)
納付相談
土地家屋…納税課(☎371-7199)
償却資産…市納税推進課(☎213-5468)
☎ 口座振替
市納税推進課(☎213-5466)

福祉

～身近な相談の相手は～
地域で活動する民生委員・児童委員及び主任児童委員は、皆さんの身近な福祉の相談相手です。お話しされた内容は固く秘密にされますので、お気軽にご相談ください。
☎ 福祉介護課(☎371-7216)

重度障害のある方に対して、手当・給付金を支給しています

マークの説明



区民一般



女性



高齢の方



障がいのある方



乳幼児



外国籍市民

- ・特別障害者手当 日常生活で常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の重度障害者 月額 26,080円
 - ・障害児福祉手当 日常生活で常時の介護を必要とする20歳未満の在宅及び入院中の重度障害児 月額 14,180円
 - ・外国籍市民重度障害者特別給付金 旧国民年金法の国籍条項により、障害基礎年金を受給することができない重度障害を有する本市在住の外国籍市民 月額 41,300円
- ※いずれも原則年間4回の支払
詳しくはお問い合わせください。なお、所得状況によっては、支給が制限される場合があります。
- ☎ 支援課(☎371-7217)

国民健康保険、後期高齢者医療制度、国民年金、介護保険の保険料の納付額は、確定申告及び年末調整のときに、所得金額から控除されます。

平成25年中に、ご自身や生計を一にする配偶者その他の親族の方の国民健康保険、後期高齢者医療制度、国民年金(※)及び介護保険の保険料を納付されると、その金額は所得税や住民税の社会保険料控除として所得金額から差し引くことができます。

(口座振替の場合は口座名義人の方が、特別徴収の場合は徴収されたご本人が納付されたこととなります。)

納め忘れがないか、今一度ご確認ください。
☎ 国民健康保険、後期高齢者医療制度…保険年金課資格担当(☎371-7252)
・介護保険…福祉介護課介護保険担当(☎371-7228)

※国民年金の保険料額などについては、下京年金事務所へお問い合わせください。

国民健康保険、後期高齢者医療制度の保険料の納付には口座振替が便利です

口座振替をご利用いただくと、毎月納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。お申込みは、領収書又は納入通知書など国保記号番号(後期高齢者医療の場合は、被保険者番号と徴収番号)のわかるもの、預(貯)金通帳、口座の届出印をお持ちのうえ、お取引のあ

る金融機関、郵便局又は、区役所の保険年金課の窓口へ。

国民健康保険の口座振替は、一部の金融機関については、キャッシュカードがあれば、ハンコがなくても、保険年金課窓口にて申込みができます。

※特別徴収(年金からの引落し)による納付の方で、口座振替への変更を希望される場合は、保険年金課へ口座振替の申込みと併せて納付方法の変更を申し出てください。
☎ 保険年金課資格担当(☎371-7252)

保険料を滞納していると…
保険料の負担の公平性を保つため、災害その他の特別な事情がなく保険料を滞納している世帯に対しては、有効期限を短縮した保険証の交付、資格証明書(一旦医療費の全額をお支払いいただきます。)の交付や財産の差押えを行うことがあります。保険料を納付することが困難な事情がある場合は、保険年金課までご相談ください。
☎ 保険年金課徴収推進担当(☎371-7253)

保健

小児慢性特定疾患医療受診券の継続申請について

現在、小児慢性特定疾患治療研究事業の給付を受けておられる方の承認期限は、平成26年3月31日までです。引き続き事業の給付を希望される方は、一斉継続の申請をお願いします。

対象 小児慢性特定疾患に罹患している原則として18歳未満の児童で、長期間入院及び通院治療を要し、現在給付を受けている方で平成26年4月1日以降も給付を希望する方。

内容 小児慢性特定疾患の疾病に罹患している乳幼児、児童に対して、医療費の負担を軽減するために、医療に要する費用を公費負担する事業です。

申請 12月2日(月)～平成26年2月5日(水)の間に、お住まいの区役所の保健センターに必要書類を提出してください。

☎ 健康づくり推進課母子・精神保健担当(☎371-7293)



相談

(無料、秘密厳守)

場所 いずれも区役所1階相談室

◆弁護士による法律相談を実施

日時 毎週水曜日(祝日を除く) 午後1時15分～3時45分
定員 先着7名(正午より区役所1階で整理券配布)
相談時間 1人20分程度
☎ 地域力推進室まちづくり推進担当(☎371-7170)

◆行政書士による困りごと相談

日時 1月9日(木) 午後2時～4時
☎ 京都府行政書士会第5支部(☎351-1200)
地域力推進室総務・防災担当(☎371-7163)

◆司法書士による登記・法律無料相談

日時 1月10日(金) 午後1時15分～3時45分
定員 先着8名(予約可、予約は京都司法書士会まで)
☎ 京都司法書士会(☎255-2566)
地域力推進室総務・防災担当(☎371-7163)

◆行政相談委員による相談所を開設

日時 12月24日(火) 午後1時30分～3時
☎ 総務省京都行政評価事務所(☎211-1100)
地域力推進室まちづくり推進担当(☎371-7170)

イベント・講座

梅小路公園

〒600-8835 下京区観喜寺町56-3 ☎352-2500

◆ウォーキング教室

日時 1月7日(火) 午前9時30分～(午前9時受付)
内容 じっくり身体づくりに取り組もう!
費用 無料 申込み 不要

◆樹木と対話する教室

日時 1月10日(金)午後1時30分～3時30分
内容 落葉樹のお話(公園内を散策します)
費用 無料 申込み 不要

◆プレイパーク

日時 12月28日(土)午前10時～午後3時
内容 みんなで遊ぼう!
費用 無料 申込み 不要

下京青少年活動センター(ユースサービス下京)

☎314-5636 FAX314-5640
Eメール shimogyo@ys-kyoto.org

対象:市内に在住または通勤・通学の方

◆しもせいチャレンジ☆キッズ無料体験会

年間を通して野外活動やスポーツプログラムを行っているしもせいチャレンジ☆キッズの無料体験会です。しもチャキの友達とスタッフのお兄さんお姉さんといっしょにしもせいのスポーツルームで遊ぼう!
日時 1月12日(日)午前10時～午後3時
対象 小学生 定員 25人(先着順)
申込み 上記記載の電話、FAX、メールにて

下京図書館

〒600-8449 下京区新町通松原下 ☎351-8196

◆お楽しみ会

日時 12月21日(土)午前11時～
内容 「クリスマスカードづくり」
費用 無料 申込み 不要

◆テーマ別図書展示と貸出し

12月 「クリスマス」「人権月間」
1月 「今年の干支『午』」「ウインタースポーツ」

◆特別展示(エレベーター前ホール)

12月 「クリスマス」

移動図書館「こじか号」巡回 ☎801-4196

日時 1月6日(月)午前10時～10時40分
場所 西大路小学校

下京老人福祉センター

〒600-8166 下京区花屋町室町西入 ☎341-1730

対象:市内に在住の60歳以上の方

◆体いきいき栄養クラブ『美容栄養～カラダの中から美しくなるしくみ』のご案内
体のメカニズムを知ることによって毎日バランスよく食べて、美しく健康に過ごせる食生活を学びます。
<5回シリーズの講座>

日時 1月17日、31日、2月7日、21日、3月7日
いずれも金曜日 午前10時～11時30分

場所 センター和室小

定員 12名(申込多数の場合は抽選)

費用 無料

申込み 1月10日(金)午前9時30分から受付(電話・FAX申込不可)